# (1) 直接経費

(1) 直接栓質 費目	内容	算定の条件等
海外研究者	招へいの対象となる外国人は、国際	旅費の算定に当たっては、
旅費	研究集会において研究発表、講演、及	応募機関(NICT と業務委
	びこれらに準ずる研究活動を行う研	託契約を締結する機関) の
	究者、又はセッション議長及びこれに	旅費規程によるものとし、
	準ずる役割を担う研究者とします。	これによらない場合は下
	<u>学生は対象となりません。</u> 日本国籍を	記(NICT 旅費規程)を上
	有する者であっても、外国に連続して	限とします。
	5年以上滞在しており、当該国の学会	<旅費の上限>
	で活躍している者も対象となります。	招へい者のクラスにより
	渡航費(航空運賃)、滞在費(宿泊	次の支給基準を適用しま
	費及び日当)及び国内交通費が対象で	す。
	す。	• 渡航費(航空運賃)
		クラスS:原則ビジネス。
		同伴する家族1名までは
		対象。
		クラスAA:原則ビジネ
		ス。本人のみ。
		クラスA:原則ノーマルエ
		コノミー(ノーマルエコノ
		ミー料金を超えなければ
		ディスカウントビジネス
		も可)
		クラスB:ディスカウント エコノミーを原則とし、や
		むを得ぬ理由がある場合
		は、ノーマルエコノミーを
		適用します。
		・滞在費
		クラスS:40,000 円/日
		クラスAA、クラスA:
		19,000 円/日
		クラスB:14,000 円/日
		• 国内交通費
		各クラスとも空港と会場
		間の交通費(公共交通機
		関)の実費を適用します。
		注:
		・応募機関の旅費規程を適
		用した場合は、招へい者に
		求める証憑もその規程に
		よることができます。

		・いずれの旅費規程でも、 国内における集会の用務 (移動日を含む)より、他 用務の日数が多い場合、渡 航費はNICT半額負担とな ります。
会議費	<ul> <li>国際研究集会を開催する会場や 講演者控え室等の室料</li> <li>会場で使用する映像音響機器、什 器類、コピー機、クレジットカー ド決算端末等のレンタル経費</li> <li>同時通訳者、司会者、会場の設 営・受付等の役務に係る経費(企 業に依頼する場合)</li> <li>国際研究集会の準備会議費</li> <li>講演者等の演壇における飲料及 び会議中のコーヒー、水、お茶等</li> </ul>	飲料費は会議費全体の中で小規模にとどめるようにしてください。アルコール、食物は対象外とします。また、パーティ・懇親会等の会場(ただし会議と区分できない場合を除く)、飲食等にかかる経費についても対象外です。
人件費・謝金	<ul> <li>同時通訳者、司会者、会場の設営・受付等の役務に係る経費(個人に依頼する場合)</li> <li>国際研究集会の開催期間中等の運営に係る補助作業を行うアルバイト(座長補佐や参加者リストを管理システムに入力する作業等)の経費</li> <li>講演者の謝金</li> </ul>	短期的な作業に係わる経費のみとします。 応募機関の常勤職員や開催組織の運営委員等は対象外とします。
通信運搬費	<ul> <li>案内状等の郵送費</li> <li>関係者や参加者の連絡・搬送を行うための経費</li> <li>国際研究集会のWebサイトの作成や運用を外注するための経費</li> <li>参加受付システム等のクラウドサービスを利用するための経費</li> <li>国際研究集会の案内状、ポスター、プ</li> </ul>	特定の参加者のためのタクシー代等は対象外とします。
費 消耗品費	国際研究集会の案内状、ホスケー、プログラム、アブストラクト、プロシーディング等の作成にかかる経費 国際研究集会の運営に必要な消耗品の購入経費(事務用品の場合、集会参	単価又は一組の価格が 10 万円未満のもの。ただし、
	加者に配布するパンフレット、会場案 内図、プロシーディング等を入れるた めの封筒や安価な袋、またパンフレッ トや集会案内状等を大量にコピーす るための印刷紙・インクなどが対象と なります。)	パソコン、プロジェクタ ー、カメラ (使い捨てを除 く)、ビデオカメラ、携帯 端末及びこれらに類する 機器並びに応募機関等で 通常準備すべき事務用品

		は対象外とします。
消費税相当 額	不(非)課税取引に対する消費税額	航空運賃、給与・賃金等の 不(非)課税取引の合計金 額×消費税率

#### (2) 間接経費

費目	内容	算定の条件等	
一般管理費	<ul><li>委託先の管理等に必要な共通的経費</li><li>銀行への振込手数料(但し、海外招へい研究者の旅費を招へい者の海外の銀行口座に振り込む場合は、海外研究者旅費として認め</li></ul>	NICT 委託費の内、直接経 費の合計の 10%を上限と	
	ます。)		

### 注:招へい者のクラス

#### クラスS

世界的権威のある賞を受賞する等の特段に顕著な業績を有し、当該分野で 現在も指導的立場にある者(例えば、ノーベル賞、日本国際賞等の国際的に 著名な賞の受賞歴のある研究者、大学の学長又はこれに準ずる職位にある研 究者。)

#### クラスAA

顕著な業績を有し、当該分野で現在も指導的立場にある者(例えば、著名な賞の受賞歴のある研究者、研究所長・学部長又はこれに準ずる職位にある研究者。)

#### クラスA

優れた研究業績を有する研究者又は高度な専門的知識を有する者(例えば、大学教授、又はこれに準ずる職位にある研究者。准教授クラスの職位であっても、優れた業績のある研究者。)

## クラスB

前に掲げる者以外の研究者又は専門的知識を有する者